

診療所
の皆様

栄養食事指導を バックアップいたします！

診療所における栄養食事指導を鳥取県栄養士会 栄養ケア・ステーションの管理栄養士ができるようになりました。

鳥取県栄養士会 栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します!!

栄養食事指導が
必要な患者がいる。

どこに相談したら
いいかわからない。

在宅訪問してくれる
管理栄養士を探して
欲しい。

必要な日に数時間
だけ来てくれない
かなあ。



栄養食事指導（診療報酬）

診療所における外来栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、当該保険医療機関以外（他の保険医療機関又は栄養ケア・ステーション）の管理栄養士が栄養指導を行う場合です。

・外来栄養食事指導料2

(1) 初回 250点 (2) 2回目以降 190点

* 初回の指導を行った月：2回/月、
その他の月：1回/月、交通費負担

・在宅患者訪問栄養食事指導料2

イ 単一建物診療患者1人 510点

ロ 単一建物診療患者2人～9人 460点

ハイ及びロ以外の場合 420点

* 患者1人につき月2回まで、交通費は患者負担

居宅療養管理指導（介護報酬）

管理栄養士による居宅療養管理指導料について、当該事業所以外の医療機関、介護保険施設、栄養ケア・ステーションの管理栄養士が栄養指導を行う場合です。

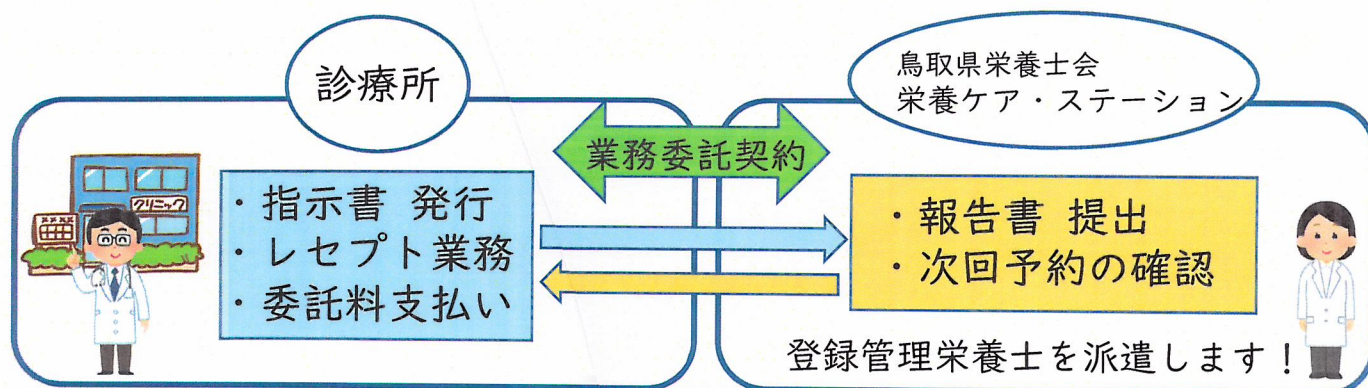
・居宅療養管理指導（Ⅱ）

(一) 単一建物居住者1人 524単位

(二) 単一建物居住者2人～9人 466単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 423単位

* 介護保険を利用している場合は
居宅療養管理指導が優先されます。



お申込み・
お問い合わせ

公益社団法人
鳥取県栄養士会
栄養ケア・ステーション

〒682-0816

倉吉市駄経寺町212-5鳥取県立倉吉未来中心団体事務局サロンの内

Tel・Fax: 0858-23-8140

e-mail: info@eiyo-tottori.com

開所時間: 火・水・金 10:00～16:00

栄養食事指導にかかる特別食

診療報酬	介護報酬
腎臓病食・肝臓病食・糖尿病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食・てんかん食・心臓疾患等の患者に対する減塩食・特別な場合の検査食（単なる流動食、軟食は除く）・十二指腸潰瘍に対する潰瘍食、クローン病および潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食・高度肥満食（肥満度が+40%以上又はBMI30kg/m²以上）・高血圧の患者に対する減塩食（摂取塩分量6g未満） 上記の特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者	
・フェニールケトン尿症食 ・楓糖尿症食 ・ホモシスチン尿症食 ・尿素サイクル異常症食 ・メチルマロン酸血症食 ・プロピオン酸血症食 ・極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症食 ・糖原病食 ・ガラクトース血症食 ・治療乳 ・無菌食 ・小児食物アレルギー食（外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料に限る。）	・経管栄養のための流動食 ・嚥下困難者のための流動食 ・低栄養状態に対する食事

業務委託契約の流れ

1. 業務委託契約書を交わす



「栄養食事指導希望」と当会栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。
栄養指導依頼書をお渡しします。

2. 担当栄養士のご連絡



担当管理栄養士よりご連絡いたします。
指導希望日等お聞きし、指導日を決定いたします。

3. 指導日当日



担当管理栄養士が指導会場にお伺いいたします。

4. 業務委託費用の精算



毎月末日締め、翌月中旬頃までに、ご請求書を郵送いたします。
請求書に記載された指定口座までご入金をお願いいたします。（お振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元様でのご負担をお願いしております。）

お申込み・
お問い合わせ

公益社団法人
鳥取県栄養士会
栄養ケア・ステーション

〒682-0816
倉吉市駄経寺町212-5
鳥取県立倉吉未来中心団体事務局サロン内
Tel・Fax： 0858-23-8140
e-mail：info@eiyo-tottori.com
開所時間：火・水・金 10:00～16:00

